

産業別最低賃金の日本標準産業分類表

<b>製鉄業、鋼材、鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業</b>
<p>適用する使用者</p> <p>広島県の区域内で高炉による製鉄業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、鋳鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が高炉による製鉄業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、鋳鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）、可鍛鋳鉄製造業又はその他の鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者</p>
日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）
<p><b>E22 鉄鋼業</b></p> <p><b>E220 管理、補助的経済活動を行う事業所（22 鉄鋼業）</b></p> <p>E2200 主として管理事務を行う本社等</p> <p>E2209 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所</p> <p><b>E221 製鉄業</b></p> <p>E2211 高炉による製鉄業</p> <p>E2212 高炉によらない製鉄業（県最賃適用）</p> <p>E2213 フェロアロイ製造業（県最賃適用）</p> <p>E222 製鋼・製鋼圧延業（県最賃適用）</p> <p><b>E223 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）</b></p> <p>E2231 熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）</p> <p>E2232 冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）</p> <p>E2233 冷間ロール成型形鋼製造業</p> <p>E2234 鋼管製造業</p> <p>E2235 伸鉄業</p> <p>E2236 磨棒鋼製造業</p> <p>E2237 引抜鋼管製造業</p> <p>E2238 伸線業</p> <p>E2239 その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）</p> <p>E224 表面処理鋼材製造業（県最賃適用）</p> <p><b>E225 鉄素形材製造業</b></p> <p>E2251 鋳鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）</p> <p>E2252 可鍛鋳鉄製造業</p> <p>E2253 鋳鋼製造業（県最賃適用）</p> <p>E2254 鍛工品製造業（県最賃適用）</p> <p>E2255 鍛鋼製造業（県最賃適用）</p> <p><b>E229 その他の鉄鋼業</b></p> <p>E2291 鉄鋼シャースリット業</p> <p>E2292 鉄スクラップ加工処理業</p>

E2293 鑄鉄管製造業

E2299 他に分類されない鉄鋼業

L7282 純粋持株会社

適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
- 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

産業別最低賃金の日本標準産業分類表

建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業	
適用する使用者	<p>広島県の区域内で建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）、その他の金属製品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）又はその他の金属製品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者</p>
日本標準産業分類（平成19年11月改定）	
<b>E24 金属製品製造業</b>	
<b>E240 管理、補助的経済活動を行う事業所（24金属製品製造業）</b>	
<b>E2400 主として管理事務を行う本社等</b>	
<b>E2409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所</b>	
E241 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業（県最賃適用）	
E242 洋食器・刃物・手工具・金物類製造業（県最賃適用）	
E243 暖房装置・配管工事用附属品製造業（県最賃適用）	
<b>E244 建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）</b>	
<b>E2441 鉄骨製造業</b>	
<b>E2442 建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）</b>	
<b>E2443 金属製サッシ・ドア製造業</b>	
<b>E2444 鉄骨系プレハブ住宅製造業</b>	
<b>E2445 建築用金属製品製造業（サッシ、ドア、建築用金物を除く）</b>	
<b>E2446 製缶板金業</b>	
E245 金属素形材製品製造業（県最賃適用）	
E246 金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く）（県最賃適用）	
E247 金属線製品製造業（ねじ類を除く）（県最賃適用）	
E248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業（県最賃適用）	
<b>E249 その他の金属製品製造業</b>	
<b>E2491 金庫製造業</b>	
<b>E2492 金属製スプリング製造業</b>	
<b>E2499 他に分類されない金属製品製造業</b>	
<b>L7282 純粋持株会社</b>	

適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃又は片付けの業務

- 卓上において手工業又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、  
鑄ばり取り又はかしめの業務

産業別最低賃金の日本標準産業分類表

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	
適用する使用者	<p>広島県の区域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業（建設用ショベルトラック製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者</p>
日本標準産業分類（平成19年11月改定）	
<b>E25</b>	<b>はん用機械器具製造業</b>
E250	管理、補助的経済活動を行う事業所（25はん用機械器具製造業）
E2500	主として管理事務を行う本社等
E2509	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
E251	ボイラ・原動機製造業
E2511	ボイラ製造業
E2512	蒸気機関・タービン・水カタービン製造業（船用を除く）
E2513	はん用内燃機関製造業
E2519	その他の原動機製造業
E252	ポンプ・圧縮機器製造業
E2521	ポンプ・同装置製造業
E2522	空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業
E2523	油圧・空圧機器製造業
E253	一般産業用機械・装置製造業
E2531	動力伝達装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）
E2532	エレベータ・エスカレータ製造業
E2533	物流運搬設備製造業
E2534	工業窯炉製造業
E2535	冷凍機・温湿調整装置製造業
E259	その他のはん用機械・同部分品製造業
E2591	消火器具・消火装置製造業
E2592	弁・同附属品製造業
E2593	パイプ加工・パイプ附属品加工業
E2594	玉軸受・ころ軸受製造業
E2595	ピストンリング製造業
E2596	他に分類されないはん用機械・装置製造業
E2599	各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）
<b>E26</b>	<b>生産用機械器具製造業</b>

- E260 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (26 生産用機械器具製造業)
  - E2600 主として管理事務を行う本社等
  - E2609 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- E261 農業用機械製造業 (農業用器具を除く)
  - E2611 農業用機械製造業 (農業用器具を除く)
- E262 建設機械・鉱山機械製造業
  - E2621 建設機械・鉱山機械製造業 (※建設用ショベルトラック製造業を除く)
- E263 繊維機械製造業
  - E2631 化学繊維機械・紡績機械製造業
  - E2632 製織機械・編組機械製造業
  - E2633 染色整理仕上機械製造業
  - E2634 繊維機械部分品・取付具・附属品製造業
  - E2635 縫製機械製造業
- E264 生活関連産業用機械製造業
  - E2641 食品機械・同装置製造業
  - E2642 木材加工用機械製造業
  - E2643 パルプ装置・製紙機械製造業
  - E2644 印刷・製本・紙工機械製造業
  - E2645 包装・荷造機械製造業
- E265 基礎素材産業用機械製造業
  - E2651 鑄造装置製造業
  - E2652 化学機械・同装置製造業
  - E2653 プラスチック加工機械・同附属装置製造業
- E266 金属加工機械製造業
  - E2661 金属工作機械製造業
  - E2662 金属加工機械製造業 (金属工作機械製造業を除く)
  - E2663 金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業 (機械工具, 金型を除く)
  - E2664 機械工具製造業 (粉末や金業を除く)
- E267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
  - E2671 半導体製造装置製造業
  - E2672 フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
- E269 その他の生産用機械・同部分品製造業
  - E2691 金属用金型・同部分品・附属品製造業
  - E2692 非金属用金型・同部分品・附属品製造業
  - E2693 真空装置・真空機器製造業
  - E2694 ロボット製造業
  - E2699 他に分類されない生産用機械・同部分品製造業
- E27 業務用機械器具製造業
  - E270 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (27 業務用機械器具製造業)

E2700 主として管理事務を行う本社等

E2709 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

E271 事務用機械器具製造業

E2711 複写機製造業

E2719 その他の事務用機械器具製造業

E272 サービス用・娯楽用機械器具製造業

E2721 サービス用機械器具製造業

E2722 娯楽用機械器具製造業

E2723 自動販売機製造業

E2729 その他のサービス用・娯楽用機械器具製造業

E273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（県最賃適用）

E274 医療用機械器具・医療用品製造業（県最賃適用）

E275 光学機械器具・レンズ製造業（県最賃適用）

E276 武器製造業（県最賃適用）

L7282 純粋持株会社

#### 適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
- 3 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃又は片付けの業務
  - ロ 卓上において手工業又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、  
鋳ばり取り又はかしめの業務

※建設用ショベルトラックとは、四輪駆動のトラクターショベルである。

産業別最低賃金の日本標準産業分類表

<b>電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</b>
<p>適用する使用者</p> <p>広島県の区域内で発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業（医療用計測器製造業を除く。以下同じ。）、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、電子部品・デバイス・電子回路製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業又は電子部品・デバイス・電子回路製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者</p>
日本標準産業分類（平成19年11月改定）
<p><b>E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業</b></p> <p><b>E280 管理，補助的経済活動を行う事業所（28 電子部品・デバイス・電子回路製造業）</b></p> <p>    E2800 主として管理事務を行う本社等</p> <p>    E2809 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所</p> <p><b>E281 電子デバイス製造業</b></p> <p>    E2811 電子管製造業</p> <p>    E2812 光電変換素子製造業</p> <p>    E2813 半導体素子製造業（光電変換素子を除く）</p> <p>    E2814 集積回路製造業</p> <p>    E2815 液晶パネル・フラットパネル製造業</p> <p><b>E282 電子部品製造業</b></p> <p>    E2821 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業</p> <p>    E2822 音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業</p> <p>    E2823 コネクタ・スイッチ・リレー製造業</p> <p><b>E283 記録メディア製造業</b></p> <p>    E2831 半導体メディア製造業</p> <p>    E2832 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業</p> <p><b>E284 電子回路製造業</b></p> <p>    E2841 電子回路基板製造業</p> <p>    E2842 電子回路実装基板製造業</p> <p><b>E285 ユニット部品製造業</b></p> <p>    E2851 電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業</p> <p>    E2859 その他のユニット部品製造業</p> <p><b>E289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業</b></p> <p>    E2899 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p><b>E29 電気機械器具製造業</b></p> <p>    E290 管理，補助的経済活動を行う事業所（29 電気機械器具製造業）</p>



E2900	主として管理事務を行う本社等
E2909	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
E291	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業
E2911	発電用・電動機・その他の回転電気機械器具製造業
E2912	変圧器類製造業（電子機器用を除く）
E2913	電力開閉装置製造業
E2914	配電盤・電力制御装置製造業
E2915	配線器具・配線附属品製造業
E292	産業用電気機械器具製造業
E2921	電気溶接機製造業
E2922	内燃機関電装品製造業
E2929	その他の産業用電気機械器具製造業（車両用，船舶用を含む）
E293	民生用電気機械器具製造業（県最賃適用）
E294	電球・電気照明器具製造業（県最賃適用）
E295	電池製造業（県最賃適用）
E296	電子応用装置製造業
E2961	X線装置製造業
E2962	医療用電子応用装置製造業
E2969	その他の電子応用装置製造業
E297	電気計測器製造業
E2971	電気計測器製造業（別掲を除く）
E2972	工業計器製造業
E2973	医療用計測器製造業（県最賃適用）
E299	その他の電気機械器具製造業（県最賃適用）
E30	情報通信機械器具製造業
E300	管理，補助的経済活動を行う事業所（30 情報通信機械器具製造業）
E3000	主として管理事務を行う本社等
E3009	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
E301	通信機械器具・同関連機械器具製造業
E3011	有線通信機械器具製造業
E3012	携帯電話機・PHS電話機製造業
E3013	無線通信機械器具製造業
E3014	ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業
E3015	交通信号保安装置製造業
E3019	その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業
E302	映像・音響機械器具製造業
E3021	ビデオ機器製造業
E3022	デジタルカメラ製造業
E3023	電気音響機械器具製造業
E303	電子計算機・同付属装置製造業（県最賃適用）

適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
- 3 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃又は片付けの業務
  - ロ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工業若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、かえり取り、鋳ばり取り、かしめ、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務

産業別最低賃金の日本標準産業分類表

自動車・同附属品製造業	
適用する使用者	<p>広島県の区域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者</p>
日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）	
E31	<p><b>輸送用機械器具製造業</b></p> <p>E310 管理、補助的経済活動を行う事業所（31 輸送用機械器具製造業）</p> <p>    E3100 主として管理事務を行う本社等</p> <p>    E3109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所</p> <p>E311 自動車・同附属品製造業</p> <p>    E3111 自動車製造業（二輪自動車を含む）</p> <p>    E3112 自動車車体・附随車製造業</p> <p>    E3113 自動車部分品・附属品製造業</p> <p>L7282 純粋持株会社</p>

適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃又は片付けの業務
  - ロ 卓上において手工業又は小型電動工具を用いて行うばり取り又ははんだ付けの業務

産業別最低賃金の日本標準産業分類表

<b>船舶製造・修理業， 舶用機関製造業</b>
<p>適用する使用者</p> <p>広島県の区域内で船舶製造・修理業， 舶用機関製造業、当該産業において管理， 補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業， 舶用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者</p>
日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）
<p><b>E31 輸送用機械器具製造業</b></p> <p><b>E310 管理， 補助的経済活動を行う事業所（31 輸送用機械器具製造業）</b></p> <p><b>E3100 主として管理事務を行う本社等</b></p> <p><b>E3109 その他の管理， 補助的経済活動を行う事業所</b></p> <p><b>E313 船舶製造・修理業， 舶用機関製造業</b></p> <p><b>E3131 船舶製造・修理業</b></p> <p><b>E3132 船体ブロック製造業</b></p> <p><b>E3133 舟艇製造・修理業</b></p> <p><b>E3134 舶用機関製造業</b></p> <p><b>L7282 純粋持株会社</b></p>

適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃又は片付けの業務
  - ロ 卓上において手工業又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、鋳ばり取り又はかしめの業務

## 産業別最低賃金の日本標準産業分類表

各種商品小売業
<b>適用する使用者</b> 広島県の区域内で各種商品小売業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者
日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）
<b>I 56 各種商品小売業</b> <b>I 560 管理，補助的経済活動を行う事業所（56 各種商品小売業）</b> I 5600 主として管理事務を行う本社等 I 5608 自家用倉庫 I 5609 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所 <b>I 561 百貨店，総合スーパー</b> I 5611 百貨店，総合スーパー <b>I 569 その他の各種商品小売業（従業者が常時 50 人未満のもの）</b> I 5611 その他の各種商品小売業（従業者が常時 50 人未満のもの）  <b>L7282 純粋持株会社</b>

### 各種商品小売業について

衣、食、住にわたる各種の商品を販売する事業所で、その事業所の性格上いずれかが主たる販売商品であるかが判別できない事業所をいう。

### 適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 倉庫番、値札付け、清掃又は片付けの業務に主として従事する者

産業別最低賃金の日本標準産業分類表

自動車小売業
<p>適用する使用者</p> <p>広島県の区域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者</p>
日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）
<p><b>I 59 機械器具小売業</b></p> <p><b>I 590 管理、補助的経済活動を行う事業所（59 機械器具小売業）</b></p> <p>    I 5900 主として管理事務を行う本社等</p> <p>    I 5908 自家用倉庫</p> <p>    I 5909 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所</p> <p><b>I 591 自動車小売業</b></p> <p>    I 5911 自動車（新車）小売業</p> <p>    I 5912 中古自動車小売業</p> <p>    I 5913 自動車部分品・附属品小売業</p> <p>    I 5914 二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）（県最賃適用）</p> <p><b>L7282 純粋持株会社</b></p>

適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

注 自動車の小売と修理を兼ねている事業所は広島県自動車小売業最低賃金が適用されます。整備、修理専業の事業所は広島県最低賃金が適用されます。